

北九州市環境物品等の調達に関する基本方針

(北九州市グリーン購入基本方針)

及び

平成17年度環境物品等の調達目標

平成17年4月

北九州市

北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針

1 目的

この基本方針は、北九州市の公務の執行において必要となる物品等の調達にあたり、環境物品等の優先的な調達の推進を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 環境物品等

環境物品等とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第2条第1項に規定する物品または役務をいう。

(2) 特定調達品目

特定調達品目とは、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類をいう。

(3) 特定調達物品等

特定調達物品等とは、特定調達品目の判断の基準を満たす物品等をいう。

3 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、市長事務部局、消防局、水道局、交通局、病院局、市議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、東部農業委員会事務局、西部農業委員会事務局とする。

なお、外郭団体においては、この基本方針に準じて環境物品等の調達に努めるものとする。

4 環境物品等の調達の推進の基本的考え方

以下の基本的考え方に基づき、環境物品等の調達を行うとともに、調達された物品等を使用するものとする。

(1) できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達するものとする。

- (2) 廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目を可能な限り包括的に捉え、かつ、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。
- (3) 環境物品等の調達にあたっては、調達総量を抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努める。また、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。
- (4) 特定調達品目を調達しようとする際、経費が著しく割高となる場合は、環境物品等でないものを購入もしくは借上げることができる。
- (5) 特定調達物品等以外の物品等についても、その事務または事業の状況に応じて、可能な限り環境物品等の調達を推進するものとする。

5 特定調達物品等の調達の推進

(1) 特定調達品目の対象分野

特定調達品目の対象分野は次のとおりとする。

- 紙類
- 文具類
- 事務機器類
- OA 機器
- 家電製品
- 照明
- 自動車
- 消火器
- 被服
- インテリア・寝装
- その他繊維製品
- 設備
- 公共工事
- 役務

(2) 特定調達物品の判断の基準と配慮事項 別記のとおりとする。

(3) 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

市は、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすものについて、毎年度、調達目標を設定するものとする。

6 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発、普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

なお、見直しや追加にあたっては、「アジェンダ2 1北九州庁内推進会議」の承認を得るものとする。

7 環境物品等の調達成果の公表

毎年度、前年度の成果を取りまとめ、これを公表するものとする。

8 推進体制

環境物品等の調達を全庁的かつ効果的に推進していくため、「アジェンダ2 1北九州庁内推進会議」において、各局・区・室等との連絡調整、推進策の検討などを行うものとする。

9 職員に対する環境物品等の調達の推進のための研修等の実施

職員に対して、環境物品等の調達の推進のための意識啓発、実践的知識の習得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発策などを実施する。

10 情報の普及

全庁的な調達の推進に資するため、環境物品等の情報を取りまとめ、その普及を図る。

また、あわせて市民や事業者の優先的購入に資するため、情報の提供に努める。

11 その他

この方針に定めるもののほか、この方針の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

12 施行期日

この方針は、平成13年10月1日から施行する。

ただし、5(3)については、平成14年4月1日から施行する。

平成 17 年度 特定調達品目及びその判断の基準

定義

「判断の基準」：本基準を満たすものが特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項。

1. 紙類

品 目	判 断 の 基 準 等
情報用紙	<p>北°-用紙</p> <p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。 塗工するものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 塗工するものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカープリンター-用塗工紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 塗工量が両面で 20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12 g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 塗工量が両面で 20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

品 目		判 断 の 基 準 等
印刷用紙	カラー用紙	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙パルプ配合率70%以上であること。 塗工用紙については、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	上記以外	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙パルプ配合率70%以上であること。 非塗工印刷用紙については、白色度70%程度以下であること。 塗工印刷用紙については、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
衛生用紙	トレット [®] -パ-	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙パルプ配合率100%であること。 コアレス（芯なし）タイプであること。 シングル巻であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
	ティッシュ ペーパー	<p>【判断の基準】</p> <p>古紙パルプ配合率100%であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

2. 文具類

品 目	判 断 の 基 準 等
文具共通	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>A プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>B 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。</p> <p>C 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】</p> <p>残芯が少ないこと。</p>
シャープペンシル替芯	〔容器に適用〕
ボールペン	<p>【配慮事項】</p> <p>芯が交換できること。</p>
鉛筆	文具共通
蛍光ペン	<p>【配慮事項】</p> <p>消耗品が交換・補充できること。</p>
サインペン	
マジック	
ホワイトボードマーカー	
スタンプ台	<p>【配慮事項】</p> <p>インク、液が補充できること。</p>
朱肉	
直定規	文具共通
消しゴム	〔巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ホッチキス	<p>【配慮事項】</p> <p>再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。</p>
ホッチキス針リムーバー	<p>【配慮事項】</p> <p>再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。</p>
連射式クリップ	文具共通
修正テープ	<p>【配慮事項】</p> <p>消耗品が交換できること。</p>
修正液	〔容器に適用〕
カバーテープ	<p>〔容器に適用〕</p> <p>【配慮事項】</p> <p>消耗品が交換できること</p>

品 目	判 断 の 基 準 等
粘着テープ(紙)	<p>【判断の基準】 本体については古紙配合率パルプ 40%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工をしていないこと。</p>
粘着テープ(布)	文具共通
ブックスタンド	文具共通
はさみ	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。</p>
マグネット(玉)	文具共通
マグネット(バー)	文具共通
テープカッター	文具共通
パンチ	文具共通
鉛筆削	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。</p>
OAクリーナー	<p>〔容器に適用〕</p> <p>【配慮事項】 内容物が補充できること。</p>
トレー	文具共通
マウスパッド	文具共通
カッターナイフ	文具共通
OHPフィルム	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件をみたすこと。 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 インクジェット用のものにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</p>
絵の具	〔容器に適用〕
墨汁	〔容器に適用〕
スティックのり	〔容器に適用〕
液状のり	<p>【配慮事項】 内容物・消耗品が補充・交換できること。</p>
テープのり	
パイプ式ファイル	<p>【判断の基準】 表紙の芯材の素材が紙の場合は、古紙パルプ配合率 100%、プラスチックである場合は、再生プラスチック 100%であること。</p> <p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。</p>

品 目	判 断 の 基 準 等
フラットファイル	【判断の基準】 古紙パルプ配合率 100%であること。
個別フォルダー	【判断の基準】 古紙パルプ配合率 100%であること。
クリアフォルダー	【判断の基準】 再生プラスチック 100%であること。 又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。
クリアーファイル	【判断の基準】 再生プラスチック 100%であること。
文書保存箱	文具共通
工事用アルバム	文具共通
黒表紙	【判断の基準】 芯材が古紙パルプ配合率 100%であること。
用箋挟	【判断の基準】 芯材が紙の場合は、古紙パルプ配合率 100%、プラスチックの場合は再生プラスチック 100%であること。 【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
大学ノート	【判断の基準】 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 塗工紙にあっては、塗工量が両面で 30g/m ² 以下であること、非塗工紙にあっては、白色度が 70%程度以下であること。
レポート用紙	文具共通
封筒	【判断の基準】
連絡用封筒	古紙パルプ配合率 40%以上であること。
タックラベル	【判断の基準】 文具類共通の判断の基準を満たすこと。
インデックス	【配慮事項】
パンチラベル	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工をしていないこと。
付箋	
ごみ箱	文具共通
リサイクルボックス	文具共通
ペンスタンド	文具共通
紙めくりクリーム	〔容器に適用〕
クリップケース	文具共通
OA フィルター（デスクトップ （CRT・液晶）用）	文具共通
カッティングマット	【配慮事項】 マットの両面が使用可能であること。

品 目	判 断 の 基 準 等
デスクマット	文具共通
絵筆	文具共通
アルバム	文具共通
つづりひも	文具共通
黒板拭き	文具共通
ホワイトボード用レーザー	文具共通
額縁	文具共通
名札(衣服取付型・首下げ型)	文具共通
名札(机上用)	文具共通
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。
製本テープ	〔テープ基材に適用〕
メディアケース(FD・CD・MO用)	文具共通
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ファイリング用品	文具共通
窓付き封筒	【判断の基準】 古紙パルプ配合率40%以上であること。(窓部分を除く。) 窓部分にプラスチック製フィルムを使用する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているか、植物を原材料とするプラスチックを使用していること。
ゴム印	文具共通
ダストブロー	【判断の基準】 オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数150以上の物質が含まれていないこと。
付箋フィルム	【判断の基準】 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。

注)「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

「ファイリング用品」とは、ファイル等に補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

「 」は、「文具共通」の判断の基準等より、優先項目として取り扱うものとする。

「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第4条に定められた係数とする。

3. 事務機器類

品 目	判 断 の 基 準 等
事務用椅子	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>A プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>B 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>C 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
折りたたみ椅子	
事務机	
折りたたみテーブル	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーテーション	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	
コートハンガー	
傘立て	

注) 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

2 ホワイトボードには、黒板以外の各種方式の筆記ボードを含む。

3 放散速度が0.02mg/m² h 以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満足したもの。

イ．上記ア．以外の木質材料については、日本工業規格A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

4 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

4 . O A 機器

品 目	判 断 の 基 準 等
<p>コピー機 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)</p>	<p>【判断の基準】 コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラーコピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を上回らないこと（表 1 中「 」部分にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） 大判機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機（モノクロコピー機以外）にあつては、エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネルギー法」という。）に基づくエネルギー消費効率の基準（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省告示第 193 号）を満たしていること及び国際エネルギースタープログラム（以下「国際エネルギースター」という。）の基準を満たしていること。（複合機であつて、出荷時にコピー機能のみを有するものについては の基準を適用する。）</p> <p>共通 古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。 コピー速度、又は画像再生処理速度が 1 分間に 20 枚を超えるものにあつては、両面コピー機能を有していること。</p> <p>【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

注)「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表1 コピー機に係る基準

コピー速度 (CPM: 1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率			
	A4機	B4機	A3機	A3Y機
0 < CPM 10	11		19	27
10 < CPM 20	17		55	77
20 < CPM 30		85	99	139
30 < CPM 40	88	108	125	175
40 < CPM 50	123	151	176	246
50 < CPM 60	144	176	205	287
60 < CPM 70	180	221	257	383
70 < CPM 80	200	246	286	433
80 < CPM 85	258	317	369	483

- 備考) 1 「A4機」、「B4機」、「A3機」、「A3Y機」とは、それぞれA4版の短辺、B4版の短辺、A3版の短辺及びA3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とはA4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数とする。
- 3 エネルギー消費効率の算定方法については省エネルギー法に基づく通商産業省告示第193号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の算定方法」による。

表2 コピー機に係る基準(表1「 」印部分)

コピー速度 (CPM: 1分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への移行時間	低電力モード からの復帰時 間	オフモード 消費電力	オフモードへ の移行時間
0 < CPM 20				5W	30分
20 < CPM 44	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒	15W	60分
44 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

- 備考) 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースター制度運用細則 別表第2による。
- 2 低電力モードの消費電力が常にオフモード又はスリープモードの消費電力を満たす場合は、オフモード又はスリープモードを備える必要はない。

品 目	判 断 の 基 準 等
シュレッダー	<p>【判断の基準】 待機電力（ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力）が、表示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ、及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 低電力モード又はオフモードへの移行時間は出荷時に 10 分以下にセットされていること。</p>

注) 1 シュレッダーのうち次のいずれかに該当するものについては、「シュレッダー」に含まない。

裁断モーターの出力が500ワット以上のもの

裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 シュレッダーに係るその消費電力等の区分ごとの待機電力の基準

区 分		待機電力（低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードの消費電力）
裁断モーターの出力	オートスタートの有無	
100W 未満	有 / 無	< 2.5W
100W 以上 500W 未満	有	< 3.0W
	無	< 2.0W

品 目	判 断 の 基 準 等
プリンタ及びプリンタ /ファクシミリ兼用機	<p>【判断の基準】 国際エネルギースターの基準を満たしていること。 古紙パルプ配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みインク/トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
ファクシミリ	<p>【判断の基準】 国際エネルギースターの基準を満たしていること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用する場合や、適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
スキャナ	<p>【判断の基準】 国際エネルギースターの基準を満たしていること。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

品 目	判 断 の 基 準 等
磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の基準（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省告示第 195 号）を満たしていること。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ディスプレイ	<p>【判断の基準】 国際エネルギースターの基準を満たしていること。 動作が再開されたとき、ディスプレイは自動的に使用可能な状態に戻ることを。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

注)「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

5. 家電製品

品 目	判 断 の 基 準 等
<p>電気冷蔵庫等 (冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫)</p>	<p>【判断の基準】 省エネルギー法に基づく年間消費電力量の基準（平成 11 年 12 月 22 日通商産業省告示第 704 号）を満たしていること。 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 塗装に有機溶媒及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
<p>エアコンディショナー (暖房用に供することができるものを含み、冷房能力が 2.8 kW 未満のもの。)</p>	<p>【判断の基準】 省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の基準（平成 11 年 3 月 11 日通商産業省告示第 190 号）を満たしていること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機 (定格冷房能力が、7.1 キロワットを越え 28 キロワット未満のものを対象)</p>	<p>【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が、1.10 を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

品 目	判 断 の 基 準 等
ストーブ	<p>【判断の基準】</p> <p>エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>但し「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放式のもの ・都市ガスのうち13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45 年通商産業省令第97号）第25 条第3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの ・半密閉式ガスストーブ ・最大の燃料消費量が4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ ・最大の燃料消費量が2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ ・表中「 」を記した区分のもの <p>2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第432 号（平成14 年12 月27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。</p>

表 1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

表 2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0L + 71.5$

備考) E 及び L は、次の数値を表す。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : %)

L : 最大燃料消費量 (単位 : L/h)

品 目	判 断 の 基 準 等
石油温水機器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>但し、次のいずれかに該当するものは、「石油温水機器」に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポット式バーナー付きふろがま ・業務の用に供するために製造されたもの ・薪材を燃焼させる構造を有するもの ・ゲージ圧力0.1MPa を超える温水ボイラー ・表中「 」を記した区分のもの

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用 途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン - オフ制御	87.0
		オン - オフ制御以外のもの	82.0
貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0	
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

- 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（日本工業規格 S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オン - オフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 435 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

品 目	判 断 の 基 準 等
ガス温水機器	<p>【判断の基準】</p> <p>エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材が多く使用されていること。</p> <p>製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>1 次のいずれかに該当するものは、「ガス温水機器」に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵式湯沸器 ・業務の用に供するために製造されたもの ・都市ガスのうち13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの ・暖房兼用のもの ・浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの ・給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま ・表中「 」を記した区分のもの

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま (給湯付のもの以外)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	75.5
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
			強制循環式	77.0
ガスふろがま (給湯付のもの)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)	78.0
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	77.0
			屋外式	
	強制通気式	自然循環式		76.1
			強制循環式	78.8
			屋外式以外のもの	80.4
		屋外式		
ガス暖房機器(給湯器付のもの以外)				
ガス暖房機器(給湯器付のもの)				83.0

エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第434号(平成14年12月27日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

品 目	判 断 の 基 準 等
ガス調理機器	<p>【判断の基準】</p> <p>エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>但し、次のいずれかに該当するものは、「ガス調理機器」に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスオープン ・業務の用に供するために製造されたもの ・都市ガスのうち13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの ・ガスグリル ・ガスクッキングテーブル ・ガス炊飯器 ・カセットコンロ <p>エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第433号（平成14年12月27日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。</p>

品 目	判 断 の 基 準 等
電気給湯器	<p>【判断の基準】</p> <p>ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。（単位：kW）

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。（単位：kW）

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件（単位： ）
外気温度（DB / WB）	16 / 12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。

（単位： ）

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。（単位： ）

品 目	判 断 の 基 準 等
電気便座	<p>【判断の基準】</p> <p>省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の基準（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省告示第 196 号）を満たしていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p> <p>製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>但し</p> <p>1 次のいずれかに該当するものは、「電気便座」に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の給湯設備から温水の供給を受けるのもの ・温水洗浄装置のみのもの

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

- 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。
- 3 P及びLは、次の数値を表すものとする。
 - P：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
 - L：貯湯量（貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。）（単位：L）
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 436 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

注) 1

「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう。（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 . 照明

品 目	判 断 の 基 準 等
<p>蛍光灯照明器具</p>	<p>【判断の基準】 高周波点灯専用形（H f）インバーター方式器具であること、または、省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の基準（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省告示第 191 号）を満たしていること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>備考 高効率白色LED を用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後、技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。</p>
<p>蛍光管 (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 高周波点灯専用形（H f）であること ラピッドスタート形又はスターター形である場合は、材料の全部又は一部に再生材を使用していること、又は、以下の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 ・管径は 32.5 (± 1.5) mm 以下であること。 ・水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 ・定格寿命は 10,000 時間以上であること。

7. 自動車 普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする（2輪車及び重量車を除く。）

品 目	判 断 の 基 準 等
自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して、著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリット自動車 燃料電池車</p> <p>ガソリン車である場合で、乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合していること及び省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の燃費基準値（平成11年3月31日通商産業省・運輸省告示第2号）を満たすこと。</p> <p>軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合していること及び省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の燃費基準値（平成11年3月31日通商産業省・運輸省告示第3号）を満たす自動車</p> <p>ディーゼル車である場合で、乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合していること及び省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の燃費基準値（平成11年3月31日通商産業省・運輸省告示第2号）を満たすこと。</p> <p>軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合していること及び省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の燃費基準値（平成11年3月31日通商産業省・運輸省告示第3号）を満たす自動車。</p> <p>LPガス車である場合で、乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合していること及び表1に示された燃費基準値を満たすこと。</p> <p>軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上又は平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合していること及び表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p> <p>アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p>

- 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。
- 2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車、燃料電池車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル又は平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車にあつては省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の燃費基準（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 2 号）+5%値を、または L P ガス乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの燃費基準+5%値を満たす自動車、又は平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル又は平成 12 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車にあつては省エネルギー法に基づくエネルギー消費効率の燃費基準値（平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 2 号）を、または L P ガス乗用自動車にあつては表 1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には上表の判断の基準、又は の自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表 1 L P ガス乗用車に係る基準

区 分	燃費基準値	燃費基準値 + 5 %
車輻重量が 703kg 未満	15.9km/ℓ以上	16.7 km/ℓ以上
車輻重量が 703kg 以上 828kg 未満	14.1km/ℓ以上	14.8 km/ℓ以上
車輻重量が 828kg 以上 1,016kg 未満	13.5km/ℓ以上	14.2 km/ℓ以上
車輻重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	12.0km/ℓ以上	12.6 km/ℓ以上
車輻重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	9.8km/ℓ以上	10.3 km/ℓ以上
車輻重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	7.9km/ℓ以上	8.3 km/ℓ以上
車輻重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	6.7km/ℓ以上	7.0 km/ℓ以上
車輻重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	5.9km/ℓ以上	6.2 km/ℓ以上
車輻重量が 2,266kg 以上	4.8km/ℓ以上	5.0 km/ℓ以上

表2 LPガス貨物車に係る基準

区 分				10・15モード燃費	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造A	15.8km/ℓ以上	
			構造B	13.3km/ℓ以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/ℓ以上	
			構造B	13.1km/ℓ以上	
		828kg以上			12.1km/ℓ以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/ℓ以上
	構造B			12.7km/ℓ以上	
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/ℓ以上	
			構造B	12.1km/ℓ以上	
	828kg以上			11.7km/ℓ以上	
車両総重量が 1.7トンの以下のもの	手動式	1,016kg未満		13.9km/ℓ以上	
		1,016kg以上		12.3km/ℓ以上	
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/ℓ以上	
		1,016kg以上		10.8km/ℓ以上	
車両総重量が 1.7トン超 2.5 トン以下のもの	手動式	1,266kg未満	構造A	11.3km/ℓ以上	
			構造B	9.6km/ℓ以上	
		1,266kg以上 1,516kg未満		8.4km/ℓ以上	
	1,516kg以上			7.3km/ℓ以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/ℓ以上	
			構造B	8.8km/ℓ以上	
1,266kg以上			8.1km/ℓ以上		

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ．最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ．乗用装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られたものであること。

ハ．運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達するもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

8. 消火器

品 目	判 断 の 基 準 等
消火器	<p>【判断の基準】 消火薬剤に、再生材料を重量比で40%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

注) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年九月十七日自治省令第二十七号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再利用されるものは除く。)

9 . 被服

品 目	判 断 の 基 準 等
被服	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 製品使用後に回収され、原料または各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維が使用されていること。</p>

10. インテリア・寝装寝具

品 目	判 断 の 基 準 等
カーテン	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
カーペット ・織じゅうたん ・ニードルパンチカーペット ・タフテッドカーペット ・タイルカーペット	<p>【判断の基準】 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全対重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
ふとん	<p>【判断の基準】 ふとん側地又は中綿に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中綿の繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 再生PETから得られるポリエステル以外の繊維については可能な限り未利用繊維又は半毛繊維が使用されていること。</p>

品 目	判 断 の 基 準 等
ベッドフレーム	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのまた材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。 C 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
マットレス	<p>【判断の基準】 主要部品（フェルトを除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ポリエステルを使用している繊維部品全重量比で10%以上使用されていること。 フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維であること。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

- 注) 1 医療用、介護用等特殊な用途のものについては対象外とする。
- 2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については「マットレス」に含まれないものとする。
- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 4 「未使用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 5 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維又は、使用された後に廃棄された製品及び製造工程の廃棄ルートから発生する端材又は不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 6 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し、再生した繊維をいう。

- 7 「再生材料」とは、製品として使用された後に廃棄された材料又は製品、及び製造工程の廃棄ルートから発生する端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 8 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう。（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）
- 9 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- 10 ベッドルーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。
- 11 「放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{ h}$ 以下と同等のもの」とは、次によるものとする。
- ア． 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満足したもの。
- イ． 上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

11. その他繊維製品

品 目	判 断 の 基 準 等
作業手袋	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く）重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維についても、再生繊維を使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム系及びすべり止め塗布加工部分を除く）。</p>
集会用テント	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
ブルーシート	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
防球ネット	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。 ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

「再生ポリエチレン」とは、製品として使用された後に廃棄されたポリエチレン及び製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

12. 設備

品 目	判 断 の 基 準 等
太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用・冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素と空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式、乾燥式などの処理方法により生ゴミの減容・減量などを行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化、エネルギー化など再生利用されるものであること。</p>

13. 公共工事

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 - 1 に示す資材、建設機械、工法または目的物の使用を義務づけていること。</p>
------	---

注) 義務づけに当たっては、施設の用途、建設コスト縮減、既存施設の状況等や工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表 - 1

資材、建設機械の品目

特定調達品目名	分類	品目名		資材等の判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
	資材	再生木質ボード	パーティクルボード	表 - 2
			繊維板	
			木質系セメント板	
		タイル	陶磁器質タイル	
		混合セメント	高炉セメント	
		セメント	エコセメント	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
		路盤材	再生路盤材	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		再生プラスチック資材	土木用再生PET樹脂資材	
		埋戻し資材	流動化処理土	
			粒状改良土	
		土砂	建設汚泥から再生した処理土	
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
			再生骨材等	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			水砕スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		コンクリート及びコンクリート2次製品	透水性コンクリート	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		舗装材	再生材料を用いた舗装材用ブロック(焼成)	
			アスファルト廃材を利用した舗装材	
			再生材料を用いた舗装材用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
		土木用シート	再生材料を用いた防砂シート	

		塗料	下塗用塗料（重防食）
			上塗用塗料
			低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料
		園芸資材	パークたい肥
			下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料
			植栽土・抑草土
		道路照明	環境配慮型道路照明
		建具	断熱サッシ・ドア
		製材等	製材
			集成材
			合板
			単板積層材
		断熱材	断熱材
		照明機器	照明制御システム
		空調用機器	吸収冷温水器
			水蓄熱式空調機器
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
		衛生器具	自動水栓
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	水洗式大便器		
	盛土材等	土工用水砕スラグ	
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	
	変圧器	変圧器	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
		舗装（表層）	路上表層再生工法
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法
		法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法
	目的物	高機能舗装	排水性舗装
透水性舗装			
建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	
		低騒音型建設機械	

表 - 2

【資材】

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等
再生木質 ボード	パーティクル ボード	<p>【判断の基準】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1（50%）以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1（20%）以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が 0.3mg/ l 以下かつ最大で 0.4 mg/l 以下であること。</p> <p>但し、ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A1460 による。</p>
	繊維板	
	木質系セメント板	
タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】</p> <p>原料に再生材料（表1の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用いているものであること。</p> <p>再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>施工時及び使用時に雨水等による重金属など有害物質の溶出に問題がないこと。</p>
混合セメント	高炉セメント	<p>【判断の基準】</p> <p>高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。</p>
セメント	エコセメント	<p>【判断の基準】</p> <p>都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。</p> <p>注)「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート製品において使用するものとする。</p>
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p>
路盤材	再生路盤材	<p>【判断の基準】</p> <p>コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p>
	鉄鋼スラグ混入路盤材	<p>【判断の基準】</p> <p>路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。</p>

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。
再生プラスチック資材	土木用再生PET樹脂資材	【判断の基準】 再生PET樹脂が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。
埋戻し資材	流動化処理土	【判断の基準】 建設発生土とセメント系固化材が混合していること。
	粒状改良土	【判断の基準】 建設発生土を高分子ポリマーにより球に粒状化し、生石灰を添加したもの
土砂	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 建設汚泥から再生した処理土であること。
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグを使用した骨材であること。
	水砕スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる水砕スラグを使用した骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグを使用した骨材であること。
コンクリート及びコンクリート2次製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 透水係数 1×10^{-2} cm/sec 以上であること。 注)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、混和材に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等										
舗装材	再生材料を用いた舗装材用ブロック(焼成)	<p>【判断の基準】</p> <p>原料に再生材料(表1の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成しているものであること。</p> <p>再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出等に問題がないこと。 資材等からの溶出方法や有害物質の溶出に係る基準等、当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討・取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p> <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 砕石および窯業廃土 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材(汚泥を除く。) 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑 </td> <td>前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥 湖沼等の汚泥</td> <td>前処理によらず対象</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	砕石および窯業廃土 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材(汚泥を除く。) 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	前処理によらず対象	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理によらず対象
	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法										
	砕石および窯業廃土 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材(汚泥を除く。) 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑	前処理によらず対象										
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化											
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化											
上水道汚泥 湖沼等の汚泥	前処理によらず対象											
アスファルト廃材を利用した舗装材	<p>【判断の基準】</p> <p>原料にアスファルト廃材を利用したものがあること。</p>											
再生材料を用いた舗装材用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート製品)	<p>【判断の基準】</p> <p>原料に再生材料(表2の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用いたものであること。</p> <p>再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上(複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出等に問題が無いこと。</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥						
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化											
下水道汚泥												

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等
土木用シート	再生材料を用いた防砂シート	【判断の基準】 再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトルまたは繊維製品を原料として再生されるもの）から得られるペットボトルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
	上塗用塗料	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料で、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率が5%以下であること。
園芸資材	パークたい肥	【判断の基準】 以下の基準を満足すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 60%以下 ・幼植物試験の結果 生育阻害その他以上を認めない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P2O5〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K2O〕（現物） 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（土壌改良資材として調達される当該肥料を含む）	【判断の基準】 製品に含まれる有害化学物質の含有量（割合）が下記の数値以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> ヒ素 0.005% カドニウム 0.0005% 水銀 0.0002% ニッケル 0.03% クロム 0.05% 鉛 0.01% その他の制限事項 ア 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 イ 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ウ 有機物の含有率（乾物） 35%以上 エ 炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 オ pH 8.5以下 カ 水分 50%以下 キ 窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ク りん酸全量〔P2O5〕（現物） 1.0%以上 ケ アルカリ分（現物） 15%以下
	植栽土・抑草土	【判断の基準】 粒状改良土の細粒分を取り除き粒度調整を行ったもの

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等
道路照明	環境配慮型 道路照明	<p>【判断の基準】 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が 35%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
製材等	製材	<p>【判断の基準】 間伐材、林地残材または小径木であること。</p>
	集成材	<p>【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10%以上であること。 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p>
	合板	
	単板積層材	
	製材	
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>断熱材のうちグラスウール及びロックウールの「製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85%以上であること。 <p>【配慮事項】 発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】 連続調光可能な Hf 蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 冷房の成績係数が1.05以上であること。
	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が2.15以上であること。
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
衛生機器	自動水栓	【判断の基準】 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 洗浄水量が4ℓ/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。
	水洗式大便器	【判断の基準】 洗浄水量が10.5ℓ/回以下であること。但し、洋風便器のみ該当
盛土材等	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用できる製鋼スラグであること。
配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	【判断の基準】 建物屋内外の排水用に硬質塩化ビニル管であって、使用済み塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 【配慮事項】 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

品目分類	品目名	判断の基準等																																																
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示されて区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること</p> <p>但し、判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V～7000V のものであって、交流の電路に使用されるものに限りに、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶縁材料としてガスを使用するもの ・H種絶縁材料を使用するもの ・スコット結線変圧器 ・3以上の巻線を有するもの ・柱上変圧器 ・単相変圧器であって、定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの ・三相変圧器であって、定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの ・樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの ・定格二次電圧が 100V 未満のもの又は、600V を超えるもの ・風冷式又は水冷式のもの <p>表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">区 分</th> <th>基準エネルギー消費効率の算定式</th> </tr> <tr> <th>変圧器の種別</th> <th>相数</th> <th>定格周波数</th> <th>定格容量</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">油入変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50Hz</td> <td></td> <td>$E = 15.3 S_{0.696}$</td> </tr> <tr> <td>60Hz</td> <td></td> <td>$E = 14.4 S_{0.698}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50Hz</td> <td>500kVA 以下</td> <td>$E = 23.8 S_{0.653}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA 超</td> <td>$E = 9.84 S_{0.842}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60Hz</td> <td>500kVA 以下</td> <td>$E = 22.6 S_{0.651}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA 超</td> <td>$E = 18.6 S_{0.745}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モールド変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50Hz</td> <td></td> <td>$E = 22.9 S_{0.647}$</td> </tr> <tr> <td>60Hz</td> <td></td> <td>$E = 23.4 S_{0.643}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50Hz</td> <td>500kVA 以下</td> <td>$E = 33.6 S_{0.636}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA 超</td> <td>$E = 24.0 S_{0.737}$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60Hz</td> <td>500kVA 以下</td> <td>$E = 32.0 S_{0.641}$</td> </tr> <tr> <td>500kVA 超</td> <td>$E = 26.1 S_{0.716}$</td> </tr> </tbody> </table>	区 分				基準エネルギー消費効率の算定式	変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量		油入変圧器	単相	50Hz		$E = 15.3 S_{0.696}$	60Hz		$E = 14.4 S_{0.698}$	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 23.8 S_{0.653}$	500kVA 超	$E = 9.84 S_{0.842}$	60Hz	500kVA 以下	$E = 22.6 S_{0.651}$	500kVA 超	$E = 18.6 S_{0.745}$	モールド変圧器	単相	50Hz		$E = 22.9 S_{0.647}$	60Hz		$E = 23.4 S_{0.643}$	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 33.6 S_{0.636}$	500kVA 超	$E = 24.0 S_{0.737}$	60Hz	500kVA 以下	$E = 32.0 S_{0.641}$	500kVA 超	$E = 26.1 S_{0.716}$
区 分				基準エネルギー消費効率の算定式																																														
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量																																															
油入変圧器	単相	50Hz		$E = 15.3 S_{0.696}$																																														
		60Hz		$E = 14.4 S_{0.698}$																																														
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 23.8 S_{0.653}$																																														
			500kVA 超	$E = 9.84 S_{0.842}$																																														
		60Hz	500kVA 以下	$E = 22.6 S_{0.651}$																																														
			500kVA 超	$E = 18.6 S_{0.745}$																																														
モールド変圧器	単相	50Hz		$E = 22.9 S_{0.647}$																																														
		60Hz		$E = 23.4 S_{0.643}$																																														
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 33.6 S_{0.636}$																																														
			500kVA 超	$E = 24.0 S_{0.737}$																																														
		60Hz	500kVA 以下	$E = 32.0 S_{0.641}$																																														
			500kVA 超	$E = 26.1 S_{0.716}$																																														

- 注) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率(単位 W)
S：定格容量(単位 kVA)
- 4 表の規定は、日本工業規格 C4304 及び C4306 並びに日本電気工業会規格 1474 及び 1475 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第438号(平成14年12月27日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 建設汚泥の発生する現場において、現場内再利用を目的として建設汚泥を高圧プレス処理により盛土材等へ再生化する工法、又は、固化材添加により流動化処理土へ再生化する工法であって、建設汚泥の発生抑制に資するものであること。 固化材を使用する場合、再生処理土からの有害物質の溶出については、土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示46号）を満たすこと
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 コンクリート塊の発生する現場において、現場内再利用を目的としてコンクリート塊を再生処理する工法であって、建設廃棄物の発生抑制に資するものであること。
舗装(表層)	路上表層再生工法	【判断の基準】 専用機械を利用した連続施工が可能である現場において、既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であって、建設副産物の発生抑制に資するものであること。
舗装(路盤)	路上再生路盤工法	【判断の基準】 L交通、A交通及びB交通の道路において、既設舗装の路盤材とアスコン層を粉砕・混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であって、建設副産物の発生抑制に資するものであること。
法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用することにより、建設副産物の発生抑制に資するものであること。

【目的物】

品目分類	品 目 名	判 断 の 基 準 等
高機能舗装	排水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>道路交通騒音を減少させる必要がある場合に用いるものとする。</p>
	透水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>歩行車道等の自動車交通がない道路の部分において、雨水を道路の路床に浸透させる必要がある場合に用いるものとする。</p>
屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断の基準】</p> <p>植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。</p> <p>建物の屋上等を緑化することにより、都市のヒートアイランド現象の緩和等、都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>屋上緑化に適した植物材料を使用するものであること。</p> <p>灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水・排水機能が適切に確保された構造であること。</p>

【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																									
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" data-bbox="379 450 1350 667"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>H C (g/kW・h)</th> <th>NO x (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5～15kW未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15～30kW未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30～272kW以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	H C (g/kW・h)	NO x (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																																					
対象物質(単位) 出力区分	H C (g/kW・h)	NO x (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																						
7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50																																																						
15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50																																																						
30～272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																																																						
低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="379 904 1350 2080"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力(kW)</th> <th>騒音基準値(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>バイブロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>アースオーガー</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力(kW)	騒音基準値(dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	バイブロハンマー		107	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104	アースオーガー	P < 55	100
機種	機関出力(kW)	騒音基準値(dB)																																																								
ブルドーザー	P < 55	102																																																								
	55 P < 103	105																																																								
	103 P	105																																																								
バックホウ	P < 55	99																																																								
	55 P < 103	104																																																								
	103 P < 206	106																																																								
	206 P	106																																																								
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																								
	55 P < 103	104																																																								
	103 P < 206	107																																																								
	206 P	107																																																								
トラクターショベル	P < 55	102																																																								
	55 P < 103	104																																																								
	103 P	107																																																								
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																								
	55 P < 103	103																																																								
	103 P < 206	107																																																								
	206 P	107																																																								
バイブロハンマー		107																																																								
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98																																																								
	55 P < 103	102																																																								
	103 P	104																																																								
アースオーガー	P < 55	100																																																								

低騒音型建設 機械		55 P < 103 103 P	1 0 4 1 0 7
	オールケーシング掘削機	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	1 0 0 1 0 4 1 0 5 1 0 7
	アースドリル	P < 55 55 P < 103 103 P	1 0 0 1 0 4 1 0 7
	さく岩機(コンクリートブレイカー)		1 0 6
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55 P	1 0 1 1 0 4
	コンクリートポンプ(車)	P < 55 55 P < 103 103 P	1 0 0 1 0 3 1 0 7
	コンクリート圧砕機	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	9 9 1 0 3 1 0 6 1 0 7
	アスファルトフィニッシャー	P < 55 55 P < 103 103 P	1 0 1 1 0 5 1 0 7
	コンクリートカッター		1 0 6
	空気圧縮機	P < 55 55 P	1 0 1 1 0 5
	発動発電機	P < 55 55 P	9 8 1 0 2

14. 役務

品 目	判 断 の 基 準 等
印刷	<p>【判断の基準】 印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙を使用していること。（但し、冊子形状のものについては、表紙を除く。） 古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。 ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良 EVA 系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング及びラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。） 硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。） 合成紙、インディアペーパー ・UV インキ（ハイブリッド UV インキ、及びフォーム印刷に用いる場合を除く。） 発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。） 金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く） ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合せたもの。） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p> <p>但し、判断の基準の対象とする「印刷」は、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。</p> <p>【配慮事項】 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること。 ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル及びポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙 原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP 方式の採用等）により廃棄物を抑制していること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

注) 芳香族成分：JIS石油製品の成分試験法（JISk2536）をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物

品 目	判 断 の 基 準 等
食堂	<p>【判断の基準】</p> <p>庁舎・敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ごみを減容・減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化、エネルギー化など再生利用されるものであること。</p> <p>生分解性の生ゴミ処理袋又は水きりネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理すること。</p>
自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】</p> <p>第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化及び走行時の静粛性の確保に配慮していること。</p> <p>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
自動車整備	<p>【判断の基準】</p> <p>自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）を使用していること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 注) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車整備」は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）に限る。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（但し、二輪車は除く。）をいう。
- 3 自動車リサイクル部品は、部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、これらの状況に配慮し、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。

平成 17 年度環境物品等の調達目標

北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）5（3）の規定に基づき、平成17年度における基本方針の判断の基準を満たす物品等についての調達目標（以下「調達目標」という。）を定めるもの。

． 特定調達物品等の調達目標

全調達量（合理的な理由の非適合品除く）からの適合品調達割合目標

分 類	品 目	調達目標	備 考	
紙 類	情報用紙	コピー用紙	100%	戸籍抄本の写し用の白色度 80%の再生コピー用紙を除く。
		フォーム用紙	100%	再生紙で不都合が生じる機器に使用する用紙を除く。
		インクジェットカラープリンター用塗工紙	100%	
		ジアゾ感光紙	100%	
	印刷用紙(カラー用紙、その他用紙)		100%	
	衛生用紙	トイレトペーパー	100%	
ティッシュペーパー		100%	適合品の価格が 20%以上割高な場合を除く。	
文 具 類		100%		
事務機器類	事務用椅子(折りたたみ椅子含む)		100%	病院用、学校用等の専用特殊品を除く。
	事務机(折りたたみテーブル含む)		100%	病院用、学校用等の専用特殊品を除く。
	棚		100%	
	収納用什器		100%	
	ローパーテーション		100%	適合品に希望サイズが無い場合を除く。
	掲示板		100%	特注品を除く。
	黒板		100%	特注品を除く。
	ホワイトボード		100%	特注品を除く。
	コートハンガー		100%	特注品を除く。
	傘立て		100%	
OA 機器	コピー機		100%	
	シュレッダー		100%	
	プリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機		100%	
	ファクシミリ		100%	
	スキャナ		100%	
	磁気ディスク		100%	
	ディスプレイ		100%	
家電製品	電気冷蔵庫		100%	
	エアコン		100%	
	ガスヒートポンプ式冷暖房機		100%	

家電製品	ストーブ		100%	
	石油温水機器		100%	
	ガス温水機器		100%	
	ガス調理機器		100%	
	電気給湯器		100%	
	電気便座		100%	
照明	蛍光灯照明器具		100%	
	蛍光管		100%	適合品の価格が20%以上割高な場合を除く。
自動車	一般公用車		100%	
	上記以外		100%	特殊車両で適合品が無い場合を除く。
消火器	消火器		100%	
被服			100%	特殊な被服で適合品が無い場合を除く。
インテリア 寝装	カーテン		100%	防災加工品等性能上の問題で適合品が無い場合を除く。
	カーペット		100%	防災加工品等性能上の問題で適合品が無い場合を除く。
	毛布		100%	
	ふとん		100%	
	ベッドフレーム		100%	
	マットレス		100%	医療用マットレスを除く。
その他 繊維製品	作業手袋		100%	性能上の問題で適合品が無い場合を除く。
	集会用テント		100%	適合品の価格が20%以上割高な場合を除く。
	ブルーシート		100%	
	防球ネット		100%	
設備	太陽光発電システム		100%	
	太陽熱利用システム		100%	
	燃料電池		100%	
	生ごみ処理機		100%	
役務	印刷	広報印刷物	100%	
		その他	100%	複写帳票用の適合用紙が無い場合を除く。

合計達成率	100%
-------	------

「公共工事」、「役務・食堂」、「役務・自動車専用タイヤ再生」、「役務・自動車整備」については、基本方針に定める判断の基準に基づき積極的に導入・使用するよう努めるものとする。

下線付きは平成17年度追加項目

・特定調達物品等以外の物品等の調達について

特定調達物品以外の物品等の調達については、基本方針の判断の基準に準ずるか、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努めるものとする。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く使用しているものを選択するよう努めるものとする。